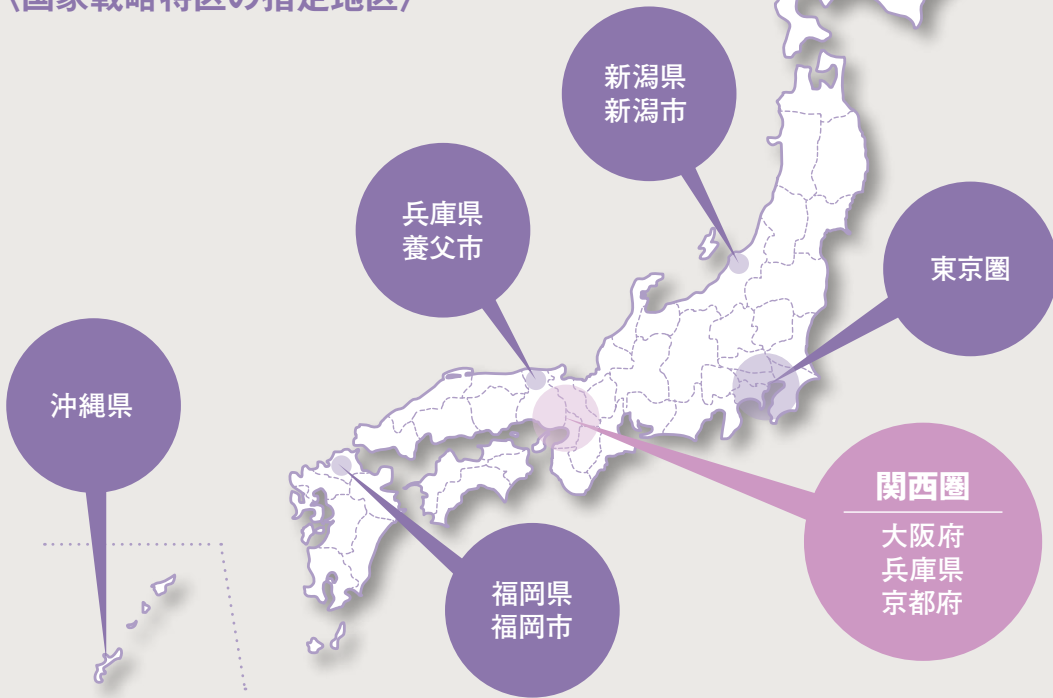


〈国家戦略特区の指定地区〉



国家戦略特区 始動へ

「岩盤規制を打破するためのドリルを動かせる体制が整った」— 3月28日、国家戦略特別区域諮問会議での席上、安倍首相はこのように述べ、「国家戦略特別区域 (以下、国家戦略特区)」の第1弾として「東京圏」「関西圏」「新潟県新潟市」「兵庫県養父市」「福岡県福岡市」「沖縄県」の6地区を指定した。発案から1年、スピード感を持って進められてきた、アベノミクス第3の矢「成長戦略」の目玉である国家戦略特区。その成り立ちと基本構想を振り返り、関西圏の指定について関経連の対応をまとめた。

国家戦略特区の基本構想

2013年4月3日、「立地競争力の強化」をめぐる討論が行われた日本経済再生本部産業競争力会議テーマ別会合。冒頭、民間議員である竹中平蔵・慶應義塾大学総合政策学部教授が、「アベノミクス戦略特区」という形の、新しい特区制度の検討を提案した。「特定産業の特区という形ではなく、特区のつくり方そのものを根本的に変えるとともに、徹底して総理主導の特区にすることで、国の戦略として総理の意思が反映されるような仕組みに変えていくべき」とし、政府代表の大臣と地方代表と民間の三者からなる独立した統合本部を設置し強力に推進していくことを発案。以降、新たな特区の基本構想が

練られていくこととなった。

4月17日の第6回産業競争力会議において、新藤義孝・総務大臣兼地域活性化担当大臣より「国家戦略特区 (仮称)」としてその概要が発表され、6月5日には安倍首相が、「成長戦略第3弾スピーチ」の中で国家戦略特区について提案するに至った。安倍首相は、「『国家戦略特区』は、構造改革特区の考え方を、さらに『面的なもの』へと進化させていくもの」とし、世界中から技術、人材、資金を集め、ロンドンやニューヨークといった都市に匹敵する国際的なビジネス環境をつくりたい、と意欲を示した上で、「しかし、この目的を達するためには、一つひとつ規制のモグラたたきをやっている、キリがない。(中略) 国は、地方自治体の提案を審査する立場ではなく、地方と協力する。国自身が目的を明確

にし、主体的に、できることは何でもやっていく。これが、私の考える『国家戦略特区』である」と説明した。

規制改革アイデアの募集

■ 国家戦略特区ワーキンググループの発足

この特区を実質的に動かしていくため、5月9日には、八田達夫・大阪大学社会経済研究所招聘教授を座長とする国家戦略特区ワーキンググループが結成された。ワーキンググループでは、成長戦略のために必要と考える規制改革の項目を選択し、それを各省庁と交渉していくことからスタートした。

安倍首相の「私の国家戦略特区に、『聖域』はない」との発言による後押しもあり、各省庁からは、多くの項目について積極的に検討するとの回答が得られたという。

6月14日には、「日本再興計画—JAPAN is BACK—」が閣議決定され、ここに規制改革に関しそれまでに獲得された項目が、詳しく説明された。

並行して、規制改革に関するアイデアが広く

募られ、ヒアリングが実施された。7月5日～19日の間に有識者25名から、8月12日～9月11日の間に地方自治体および民間団体から規制改革アイデアが募集された。

■ 関連連からの提案

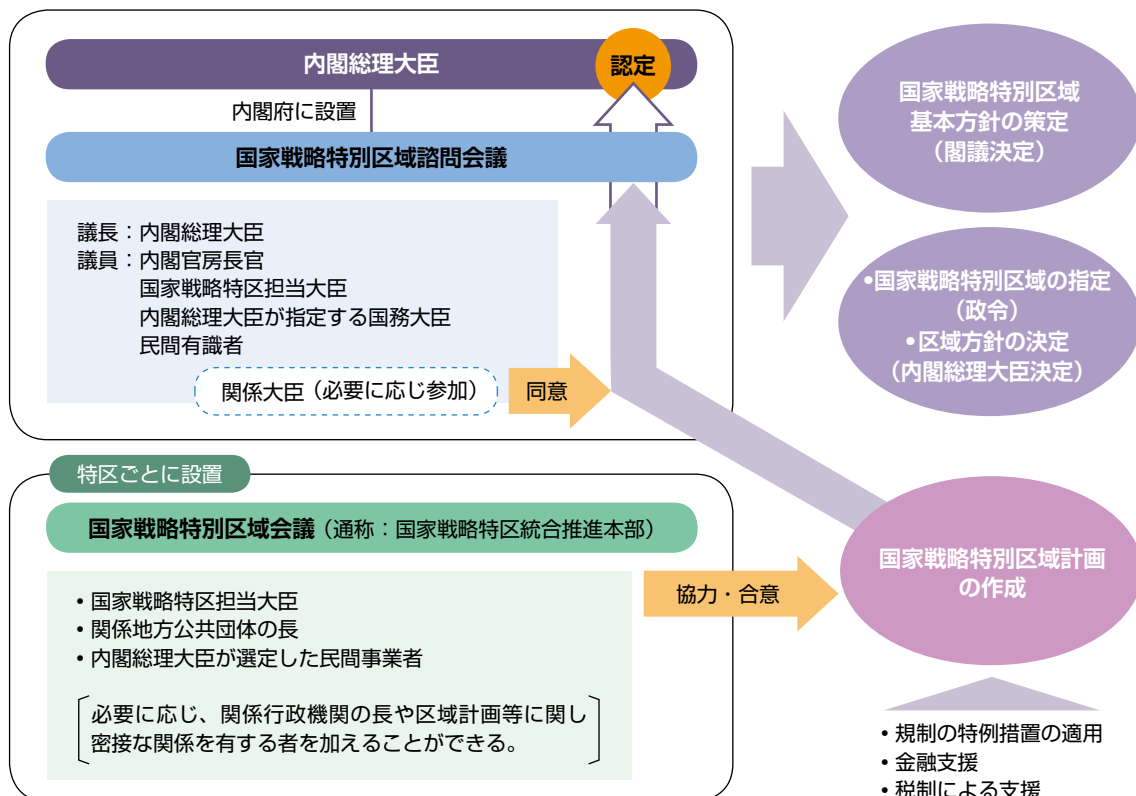
この募集に対し当会からも、8月30日、「双発エンジンによる日本経済再生の提案～関西におけるポテンシャルの有機的連携による国際都市圏の形成～」と題する提案書を内閣官房に提出した。

本提案書では、関西において日本経済再生に直結する実効性の高い分野として次の3つをあげた。

- ①医療イノベーション創出・医療産業活性化
- ②国際都市圏の形成と都市魅力創造
- ③国際空港等を核とした産業集積と新たなインフラ市場創出

これら3分野の提案を有機的に連携させることでシナジー効果が生まれ、関西の持つポテンシャルを最大限引き出し、首都圏と並び立つ「第二のエンジン」として日本経済再生に必ず貢献できるものとした。

〈図1 国家戦略特別区域法(国家戦略特区法)の概要〉



出所: 内閣府地域活性化推進室内閣官房地域活性化統合事務局参考資料より作成

国家戦略特別区域法の制定と区域指定

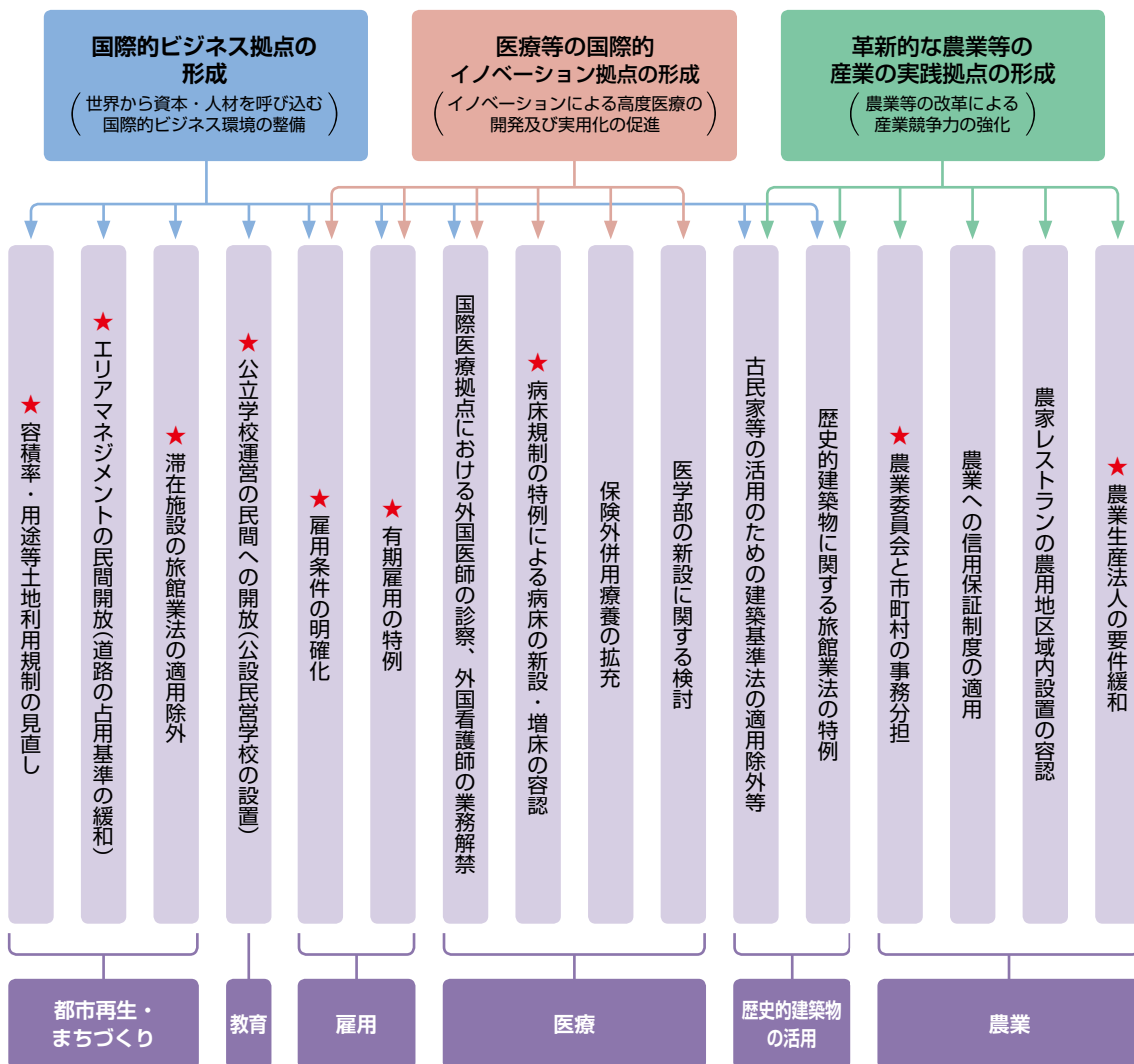
地方自治体および民間団体からのヒアリング結果もふまえ、ワーキンググループでは各省庁との折衝が繰り返された。そして、10月18日、日本経済再生本部で「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」が決定。区域選定の前に規制改革項目が確定され、11月5日には国家戦略特別区域法(国家戦略特区法)案が国会に提出された(図1)。

国家戦略特区法は、「意思決定組織の設計」と「規制改革項目の短冊(図2)」から構成される。「意思決定組織の設計」については、当初からの徹底した国家主導が反映されたものとうかがえる。

国会での審議の後、国家戦略特区法は12月13日に公布された。その後、法に基づき国家戦略特別区域諮問会議が設置され、特区の基本方針や区域指定に関する事項を中心に議論が展開された。

諮問会議での議論も熟してきた2014年3月28日、関西を含む国家戦略特区の第1弾の指定区域と、それぞれの区域ごとの改革の方針が示された。安倍首相はその会議の場で、「6カ所の国家戦略特区では、具体的な事業計画について、早いものは夏までに国・自治体・民間が一体となってまとめることとしたい。発案から1年も経たずに、国家戦略特区という『岩盤規制を打破するためのドリル』を実際に動かせる体制が整った」と総括した。

〈図2 国家戦略特区における規制緩和のイメージ(2014年1月7日第1回国家戦略特別区域諮問会議配布資料より)〉



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。
 ※2 ★は法律に盛り込まれたもの。

関西圏の区域方針と関連の対応

「関西圏」の区域方針(表)では、大きく「医療等の国際的イノベーション拠点の形成」と「チャレンジ人材の集まる国際都市形成」の2つが目標として設定された。

「実施が見込まれる特定事業」としてあげられている分野のうち、「医療」については、再生医療や革新的医薬品、医療機器等開発の分野でこれまで進めてきた関西イノベーション国際戦略総合特区での取り組みをさらに加速させるためにも、双方の特区でしっかりと連携して、相乗効果を上げることが必要である(関西イノベーション国際戦略総合特区についてはP.7参照)。

また、「都市再生・まちづくり」については、

先般、優秀提案が発表された“うめきた2期”をはじめ、御堂筋・中之島などの都心再生事業に、大きな弾みがつくものと見込まれる。具体的には、都市計画に必要な許認可手続きを、区域計画の中で一元的に進めることが可能になり、プロジェクトの円滑な実施につながると考えられる。また、エリアマネジメントの規制改革では、持続的なまちのにぎわいを創出することにつながるものと期待される。今後はより一層、官民一体となって魅力ある都市の形成に取り組んでいく必要がある。

当会としては、「国家戦略特区に指定」という機運を生かし、関係自治体などと連携して、関西経済の活性化に対し最大限の貢献をしていく。

(産業部 松本 年弘)

〈表 関西圏の区域方針〉

1. 対象区域

大阪府、兵庫県、京都府

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

〈医療〉

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

〈雇用〉

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

〈都市再生・まちづくり〉

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

〈教育〉

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

〈歴史的建築物の活用〉

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

「健康・医療戦略」の推進に関する要望 —医療産業クラスター形成に向けて

政府は「日本再興戦略」において、医療分野の研究開発の司令塔機能として、総合戦略の策定や関連予算の一元化を行う推進本部の内閣への設置と、一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人創設の方針を定めている。本年5月には、推進本部を法律に位置づけるための「健康・医療戦略推進法」、独立行政法人を創設するための「独立行政法人日本医療研究開発機構法」が成立した。

健康・医療戦略推進法には、研究開発の推進および成果の円滑な実用化による世界最高水準の医療の提供と、新たな産業の創出や海外展開による日本経済の成長が基本理念として掲げられている。

政府は今後、この基本理念にのっとった施策の大綱として「健康・医療戦略」を決定し、健康・医療戦略推進本部(本部長：内閣総理大臣)を設置する。推進本部は、戦略に即した「医療分野研究開発推進計画」の作成と、医療分野の研究開発予算等の配分方針の立案や総合調整を行う。また、計画の中核的な役割を担う「日本医療研究開発機構」の組織づくりも進めることとなる。

日本の医療分野の研究開発が抱える課題の一つとして、研究能力は優れているが実用化への橋渡しが相対的に弱いこと等があげられる。「健康・医療戦略」の推進により、こうした課題が解決されることで、わが国の革新的な医療技術の研究開発が加速化され、成果の早期実用化により医療関連産業の国際競争力が強化されることが期待される。

そこで、当会は、「健康・医療戦略」の推進に関する意見書を取りまとめ、5月8日、首相官邸に建議した。新機構の関西拠点の候補地としたグランフロント大阪のナレッジキャピタルには、すでに医薬品医療機器総合機構(PMDA)関西支部や製薬企業など健康・医療関係の集積が進む。今後、国際戦略総合特区と国家戦略特区の2つの特区の推進に積極貢献するとともに、ナレッジキャピタルを核に医療イノベーション機能の拡充や連携を強化し、医療関連企業やアカデミア・ベンチャー等の集積と交流を促進することで、将来的には、医療産業クラスター形成をめざす。

(産業部 平岡潤二)

「『健康・医療戦略』の推進に関する要望」のポイント

①「医療分野研究開発推進計画」の作成について

わが国に最先端の技術集積があり、海外を含めた市場開拓の見込まれる分野として、特に、再生医療、革新的創薬、先端医療機器の3分野を重点化した上で、すでに進行中の優れた研究開発に対して効果的な施策を集中させる計画とすること。

②「日本医療研究開発機構」の組織について

関西には、再生医療、革新的創薬、先端医療機器に関する高いポテンシャルや国際戦略総合特区等の先行的取り組みがある。国家戦略特区の指定もふまえ、上記分野の業務を推進する日本医療研究開発機構の関西拠点を設置し、関連するPD・PO*1を配置すること。これにより、PMDA関西支部等の既存関連機関と連携した効果的な支援が期待でき、その核としてグランフロント大阪のナレッジキャピタルが拠点候補地となる。

③平成27年度の医療分野研究開発関連予算について

日本医療研究開発機構の設立後*2の本格的な運用を見据えた予算の大幅拡充とともに、関係各省の縦割りを排した、健康・医療推進本部による予算一元化の効果を最大発揮すること。

*1 PD(プログラムディレクター)は施策・制度の運用を総括、PO(プログラムオフィサー)は個々の研究開発事業を管理。

*2 2015年4月設立予定。

〈関西イノベーション国際戦略総合特区の進捗状況〉

民主党政権下で創設された国際戦略総合特区制度。関西イノベーション国際戦略総合特区として指定を受けた関西では、国から規制の特例措置や税制優遇、金融・財政支援が認められたプロジェクトが企業や大学・研究機関により展開されている。第9回特区計画(本年5月9日認定)を含めて、これまで46プロジェクトにおいて計82案件(表)が国の認定を受けている。



関西国際戦略総合特別区域地域協議会 第16回委員会

①最近のプロジェクト動向

〈ライフ分野〉

北大阪、神戸医療産業都市地区を中心に、核酸医薬の開発・製造のための新たな研究センターの建設、中枢神経系制御薬の開発や再生医療・細胞治療の実用化のための新たな投資といった計画が進行している。また、関西が要望してきた医薬品医療機器総合機構(PMDA)の業務の一部である薬事戦略相談・実地調査等の機能整備については、財政支援措置を受け、2013年10月にグランフロント大阪のナレッジキャピタル内にPMDA関西支部が開設され、新薬の開発期間の短縮など関西の医療関連産業の進展が期待されている。

〈グリーン分野〉

関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)や大阪湾岸の^{ゆめしま}夢洲・^{さきしま}咲洲地区などでスマートコミュニティの実証実験が展開され、関空地区では、大規模な水素エネルギーインフラの構築や燃料電池フォークリフトの空港貨物施設内での実用化に向けた実証事業が新たに計画されている。

また、関空では4月に、フェデラル エクスプレス(フェデックス)の北太平洋地区ハブが開設され、低温での管理が必要な医薬品をはじめとする国際貨物の増大が期待される(ハブ開設の詳細については、P.15の「関空発 AIRLINE VIEW」を参照)。

②規制緩和に向けた取り組み

規制緩和については、国と地方の協議が計4回行われ、関西からの提案104項目のうち、18項目が実現した。このうち、ヒト幹細胞等の調整段階における安全対策の特例など13項目は、現行法令等での対応が可能となったもので、法律・施行令等の改正等による規制緩和の実現は関空における薬監証明手続きの電子化や旧「私のしごと館」に関する国有財産法等の特例(国から自治体へ譲与)など、5項目にとどまっている。

(産業部 西川敬三)

〈表 関西イノベーション国際戦略総合特区のこれまでの成果(第9回計画認定時点、計82案件)〉

支援措置	内訳・件数
税制優遇	○設備投資による法人税の軽減⇒ 41案件 (ライフ：30案件、グリーン：9案件、インフラ・共通：2案件)
財政支援	○総合特区推進調整費にてPMDA関西支部の整備支援等⇒ 27案件 (ライフ：18案件、グリーン：5案件、インフラ・共通：4案件)
金融支援	○利子補給金制度の活用⇒ 12案件 (ライフ：7案件、グリーン：3案件、インフラ・共通：2案件)
規制の特例措置	○規制緩和等が実現し、計画認定を受けたもの⇒ 2案件 ※規制緩和等が実現したものの、全国展開等により認定が不要となるもの⇒3案件